

## <第2部>

### 監査基準等改定 & CGコード改訂関連のいくつかの事項をめぐる論点提起

2021. 12. 22 板垣 隆夫

本報告の目的は、今回の監査基準等改定条文に対してコメントすることではなく、関連する監査役等をめぐる諸課題について、今までの当会の研究会や法令改正検討委員会での議論を踏まえて、報告者が検討すべきと考える論点を提起して、もって意見交換の参考とすることである。したがって、今次監査基準等改定では直接取り上げられていない課題についても取り扱う。

#### 1. 監査役等選解任 & 報酬

(2021 年 5 月監査実務研究会「監査役の選任・報酬決定プロセスについて」)

##### 【論点】

- 監査役の選任プロセスにおける主体的関与を確保する方策
- 監査役選任 & 報酬プロセスでの任意の指名委員会、報酬委員会の活用
- 監査役等（常勤・非常勤）に求められる資質、能力、資格は何か
- 監査役等（内部監査部門）をキャリアとしてどう位置づけるか（充て職でいいのか）

##### 【参考情報】

#### <CGC改訂当会パブコメ意見>

- 補充原則 4-4 ③を新設し、下記文言を明記する。

「監査役の選任に当たり、監査役会が提案した監査役候補者を、独立社外取締役及び社外監査役を主要な構成員とする独立した指名委員会が審議し、株主総会に提案する選任議案の原案を取締役会に提案することにより、監査役の機能の独立性・客観性を確保すべきである。」

- 原則 4-11 の 3~5 行目「また、監査役には、・・・・・・選任されるべきである。」を以下の通り修正する。

「また、監査役会は、総合して、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ者で構成され、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。」

#### 2. 内部監査デュアルレポートライン

(2021 年 1 月「企業価値向上・創造に関わるリスク（攻めのガバナンス）に対する監査役の対応」ゲスト 仲浩史東大教授)

##### 【論点】

- 取締役会及び監査役会に対して内部監査部門が直接報告を行う仕組みの構築の明文化の意義
- 「レポート」の中に①指示命令権、②内部監査部門長の人事への関与が含まれるか
- 内部監査の経営者からの「独立性」志向と企業価値向上に資する「経営監査」志向
- 監査役等と内部監査の連携に留まらず三様監査の連携（三様監査会議等）への踏込みの可否（○三つの機関設計の違いがレポートラインの違いに影響するのか ➤次項 3 参照）

##### 【参考情報】

#### <CGC改訂当会パブコメ意見>

- 補充原則 4-1 3 ④、⑤、を下記の通り追加する。

「4-1 3 ④ 内部監査部門は、内部監査の専門性と事業への理解のバランスが取れたスキル

ミックスで構成され、執行部門から独立性が確保された会社の規模に適した人数を確保すべきである。」

「4-13⑤ 実効的な社内監査部門体制の確立のために、内部監査部門の指揮・報告の在り方を明確にするなど、内部監査部門の社内規定の整備を図るべきである。」

○日本内部統制研究学会第14回年次大会（10月） 統一論題「コーポレートガバナンスの新展開と内部統制～コーポレートガバナンス・コード改訂後の企業経営と内部監査」

<CG改定後の内部監査のテーマ（吉武報告）>

- ・人材育成、人材の多様化態勢に係る監査
- ・サステナビリティ推進体制・推進（態勢）
- ・事業のポートフォリオの状況、研究開発に係る監査
- ・全社リスク管理に係る監査
- ・取締役の利益相反に係る監査、
- ・企業文化に係る監査、等

### 3. 機関設計の違いによる権限行使の差異の縮小

（2021年9月「CG改革の成果と課題～監査役等の視点からのCGコード改訂の評価」）

【論点】

○機関設計の違いで監査機能に差があってよいのか

【参考情報】

社外役員中心の任意の指名・報酬委員会が設置されることにより3機関の差異は縮小した。一方監査機能については、機関設計が異なってもその実効性に差があるのはおかしいとの意見が優勢となっている（内部監査部門のデュアルレポートライン、常勤必置等）。

○雑誌ジュリスト2021年5月号座談会 新・改正会社法セミナー「令和元年・平成26年改正の検討～監査等委員会設置会社（2）」 藤田友敬東大教授（司会）、田中亘・松井智予東大教授、澤口実弁護士、三瓶裕喜氏、長谷川顕史日鉄エンジニアリング法務部長

VI. 監査役（会）・監査委員（会）との異同：機関設計による「監査」の相違

#### 1. 監査の異同一般

【設問】

「監査等委員会の意見陳述権を除いて、監査役（会）の監査、監査委員（会）の監査、監査等委員会の「監査」について、しなければならないことという観点で差異はあるか。このことと関連して、監査等委員会は監査役や監査役会と異なり妥当性監査が可能という見解があるが、監査（意見陳述権を除く）の対象の性質について、両機関設計によって相違があるのか。」

➤

司会まとめ「、少なくともこの場での意見は、監査委員・監査等委員と監査役の監査の範囲には、実質的な違いはないということのようですが、そうだとすると、従来教科書などで書かれていることと違うのでかなり重要だと思います。」「もちろん、あくまで「監査」についての概念整理の話であって、監査等委員と監査役の職務が全て同じだという趣旨ではないことには注意しなくてはなりません。」

### VIII. 内部監査との関係

【設問】

① 監査等委員会の監査のために、内部監査部門に一定の調査を指示することは、「業務執行」に該当しないという理解で良いか。

② いわゆる内部監査部門の監査計画や部門の責任者の人事に、取締役会、監査等委員会又は監査

役会が一定の関与を行い、内部監査部門の業務執行者からの一定の独立性を確保すべきという意見がある。このような意見に従った対応については、会社法上は取締役会で決議すべきいわゆる内部統制システムの基本方針の一部という整理となるか。

- ③ 上記の独立性の確保に当たり、監査等委員会と監査役(会)を区別すべき会社法上の理由があるか。

➤

田中「監査に関する権限は、監査役会と監査等委員会で別に変わらないので、内部監査部門を丸ごと監査役会使用するという形態を作ることでも可能であり、また、そこまでには至らない形態として、内部監査部門は経営者に対してレポートする組織とするが、一番重要な内部監査部門の長の人事については、監査役に同意権を与えとか、あるいは、経営者自身が不祥事に関与するといった、非常に稀であるがしかし非常に重大なことが起きたときには、内部監査部門は専ら監査役の指示のみを受けて、監査役会にレポートするという制度を作ることでも当然可能だと思います。その点については、監査等委員会と監査役会で差は設けられるべきではないと思います。実務上、監査役会と監査等委員会に差があるという話は、社内における事実上の地位に差があるという話であって、法律上のことではないと思います。会社法上は、むしろ差があっては困るというか、監査役と取締役は同格と考えなければいけないと思います。法的に差があるというような議論には与するべきではないように思うのです。」(ほぼ全員の意見)

#### 4. 社外取締役の役割と監査役との連携

##### 【論点】

- 社外取締役の監督の実効性向上のために監査役等はどうサポートすべきか(情報不足補完)
- 社外取締役のスキルマトリクスと監査役等のスキルマトリクス
- CGコード改定(プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任(必要な場合には、過半数))はモニタリング・モデルに踏み出す一歩か

##### 【参考情報】

##### ＜CGC改訂当会パブコメ意見＞

##### 【補充原則 4-11①】の修正(スキル・マトリクスに監査役を追加)

スキル・マトリクスには監査役も加えるべきである。下線部を追加する

##### ＜改訂原案＞

補充原則 4-11① 取締役会は、**経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、**取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、**各取締役及び監査役の知識・経験・能力等を一覧化したいいわゆるスキル・マトリクスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役及び監査役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役に、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。**

#### ○日本内部統制研究学会第14回年次大会(10月)遠藤元一報告「コーポレートガバナンス改革と社外取締役～企業の健全性確保のために社外取締役が果たす役割」

##### ＜取締役会・社外取締役の役割を検討する場合の報告者の視点＞

- ・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社(以下併せて「委員会型会社」)が監査役会設置会社より優れていることは実証されていない
- ・モニタリング・モデルはマネジメントモデルより脆弱性を抱えるモデル(?)執行と監督を分離し、執行側に大幅に権限を委譲し、取締役会は、業務執行に関する具体論には立ち入らないため、執行に関する適正な牽制・チェック機能が弱くなる
- ・監視監督面一取締役会は、取締役・執行役の職務執行を監督することが要求され(会社法362条4項、399条の13・1項2号、416条1項2号)、会社法は、どの機関設計であるかにか

かわらず、取締役には共通の水準（レベル）の監視監督を果たすことを要求

- ・判例―取締役会の構成員である取締役は取締役（および執行役）の業務執行の監督義務があるとの法的な判断枠組みが確立しており（最三判昭和48・5・22民集27巻5号655頁）
- ・上場会社を中心とする有価証券報告書提出会社が求められる、会計・監査を含む金商法内部統制は機関設計で差異なし
- ・社外取締役は、適切な内部統制、全社的なリスク管理体制が構築され、実効的に運用されていることにつき監視監督義務があることを前提として、その職務内容の検討が必要

➡取締役会改革は、堅固な「守り」を構築・整備した上で「守り」と「攻め」が機能するように改革「守り」の仕組みは機関設計の相違の強調ではなく、共通した仕組みを中核として柔軟な対応が可能なものとして構築し、社外取締役も「守り」の仕組みの構築・運用に寄与すべき

## 5. 投資家との対話

（2021年8月「CG改革の成果と課題、今後の方向性と監査役等への期待～投資家の立場から」アストナリング・アドバイザーLLC 三瓶裕喜氏）

### 【論点】

- 監査役等にとって株主・投資家と対話する必要性は何か
- 投資家側が監査役等との対話を望んでいるか
- アクティビストへの対応

### 【参考情報】

- 三瓶裕喜氏「3. 投資家の立場から監査役等に期待すること」
  - ・利害関係者からの独立性
  - ・監査役と監査（等）委員である取締役の違い
  - ・「訴訟リスクの視点」から「外部評価の視点」へ
  - ・「正確・適法止まり」から「企業価値の視点」へ
  - ・取締役会での積極的な発言
  - ・投資家の問題意識の理解、投資家との対話

## 6. サステナビリティをめぐる課題

（2021年6月「ESG・SDGs経営（特にSの課題を中心に）」）

### 【論点】

- サステナビリティ課題に取り組む経営陣のサポート～取締役会の意思決定過程の監査
- 取締役会の監督と区別される監査役等の役割は何か～社会規範、社会の目
- 社会課題の解決と経済利益の追求は両立するのか、どちらが優先するのか

### 【参考情報】

- (3) 社会的課題に取り組む監査役監査の観点  
社会的課題に取り組む監査役監査の観点としては、下記の五点が挙げられる。
  - ①コンプライアンス遵守の観点
    - ・法令・定款を対象とした狭義のコンプライアンス監査
  - ②企業の社会的責任（CSR）の観点
    - ・CSR・ESG・SDGsに関係する国際規範・社会規範の遵守
    - ・社会の目、要請（広義のコンプライアンス）、広範なステークホルダーの視点が重要
  - ③企業の健全で持続的な成長確保の観点
    - ・ショートターミズムに陥ることなく、中長期的視点からの企業価値向上を図ることができているかが監査役の視点となる。

④内部統制の重要な構成要素としてのリスク管理の観点（内部統制システム監査）

- ・経営トップのコミットメントとしての人権方針などの策定
- ・リスクが典型的に高い企業活動に対する事前承認手続を含む社内規程の整備等々

⑤ESG経営に関わる意思決定プロセスの合理性

- ・仮に ESG を重視した活動が著しくパフォーマンスを低下させる結果を招いた場合も、意思決定プロセスの合理性が確保されておれば、経営者を法的責任から守ることが可能。

(4) 監査役の役割～危惧される陥穽に陥らないように助言・提言

上記の監査役監査の観点に基づき、取締役の取組みを監視・検証して、下記のような危惧される陥穽に陥らないように助言・提言することが必要です。

- ①持続性、継続性の問題。今のように各企業が高収益を上げている時は良いが、これが一転収益が悪化した場合にどうなるか。
- ②今のCG改革の目指すROE向上策とESGを通した社会的責任の遂行との相克。本業との結合、事業性の重視は、上手く行けばESGの推進力となるが、往々にして収益性を理由とした社会的責任の回避をもたらす。
- ③外向きの倫理性と内向きの反倫理性、遠い問題での倫理性と近い問題での反倫理性が同居する問題（「グリーンウォッシング問題」）。最近不祥事を起こし社会的に批判を浴びている企業の多くは、「ESG優良企業」。

【参考資料】監査役監査基準の意義に関する判例

1 東京地裁判決平成 25 年 10 月 15 日（ニイウスコー監査役に対する金商法の虚偽記載責任訴訟）（監査役の損害賠償責任否定例）

東京地裁判決は、次のように指摘した。

「監査役による監査の指針としては、社団法人日本監査役協会が監査役監査基準を作成し、公表しており、同監査役監査基準は、法令そのものではないが、本件における被告らの監査役としての注意義務の内容を検討するに当たって考慮すべきものと考えられる。」

2 大阪地裁判決平成 25 年 12 月 26 日（セイクレスト社・役員責任査定決定に対する異議の訴え事件等）、大阪高裁判決平成 27 年 5 月 21 日、役員責任査定決定に対する異議の訴え・同反訴・損害賠償請求控訴事件（本件各控訴をいずれも棄却）（責任肯定例）

「日本監査役協会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に、ほぼ準拠して定められた本件内部統制システム監査の実施基準が定められており、同実施基準においては、監査役は、取締役会において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、適切に議論が行われた上で、内部統制システムの整備に係る決議がなされているか、当該取締役会決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているかなどの観点から監視し検証することや、内部統制システムに係る取締役会決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じることが定められている」

「破産会社が、日本監査役協会が定めた「監査役監査基準」や「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠して本件監査役監査規程や本件内部統制システム監査の実施基準を定めていることからすると、監査役の義務違反の有無は、本件監査役監査規程や本件内部統制システム監査の実施基準に基づいて判断されるべきであるということが出来る。」

以上